# 家畜保健衛生所情報

令和6年1月12日

# 動物用医薬品等の適正使用について

獣医師や、医薬品の使用者等(畜産農家も含む)が農薬、抗生剤等(動物用医薬品を含む)を使用する場合、食品に残留することによる人への健康被害防止のため、「1. 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令(以下、使用規制省令)」によりその使用が規制されています。

また、食品中に残留する農薬、動物用医薬品、飼料添加物などが人の健康に害を及ぼすことのないよう、「2. ポジティブリスト制度」においても規制されています。

## 1.使用規制省令について



当省令では、規制対象動物用医薬品と、各々の「対象動物」、「用法及び用量」、「使用禁止期間」、「使用禁止用途」等が定められおり、これに違反して使用した場合、法律により罰則が適用されることがあります。

また、使用者(畜産農家含む)は、以下①~⑦を帳簿に記載するよう努める必要があります。

#### 動物用医薬品の

- ① 名称、② 用法及び用量、③ 使用した年月日、④ 使用した場所
- ⑤ 使用した対象動物の種類、頭数・羽数、特徴
- ⑥ 使用禁止期間のある動物用医薬品を使用した場合は、その使用対象動物と、その生産する乳を、食用に供するためにと殺し、又は出荷することができる年月日
- ⑦ 使用すれば出荷等ができない動物用医薬品を使用した場合は、その使用対象動物と、その生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、又は出荷してはならない旨

### →注意!!

また、育雛・育成期の飼料には、<u>飼料添加物として抗生物質及び合成抗菌剤</u>が含まれていることがあります。

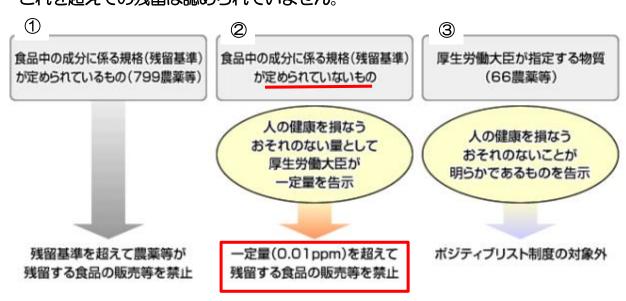
この場合、対象家畜や出荷禁止期間等が決められていることがあるため、これらに従って適正に使用してください。



- ★ 使用規制のある動物用医薬品(要指示薬等)を適正に使用するために、 以下の項目を実施しましょう。
  - ◎ 獣医師の指示(指示書のとおり)に使用すること
  - ◎ 使用した場合は必ず出荷禁止期間等を確認し、これを遵守すること
  - ◎ 投薬した場合は(獣医師が投薬した場合を除く)、上記の事項を帳簿等に 記載すること
  - ◎ 獣医師が投薬した場合も、出荷禁止期間等が分かるように帳簿等に記載すること

## 2.ポジティブリスト制度について

ポジティブリスト制度では、人の健康に害を及ぼすことのないよう、食品中に残留する農薬・動物用医薬品などを、以下の①~③に分類し、残留基準値が設定されています。 下記②の残留基準が定められていないものは、一律基準(O.O1ppm)が定められ、 これを超えての残留は認められていません。



使用規制省令

https://elaws.e-

gov.go.jp/document?lawid=42 5M60000200044

(この中に別表1から4があります)



ポジティブリスト制度 060516-1.pdf (mhlw.go.jp)



\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

大阪府家畜保健衛生所 〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

TEL: 072-458-1151 FAX: 072-458-1152

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*